

令和 6 年

第 8 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 6 年 7 月 8 日

前橋市農業委員会

令和6年 第8回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和6年7月8日 午後1時52分
- ・閉会日時 令和6年7月8日 午後2時58分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（23人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄
13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博
17番 奥野 芳男	18番 伊藤 晴夫	20番 狩野 富一	21番 小林 要
22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介	24番 猪岡 正一	

・欠席委員（1人）

19番 山口 かず子

・事務局出席者

事務局長 片貝 早苗	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 山田 正史	副主幹 阿久澤 強	副主幹 望月 優至
主任 殿岡 正敏	主事 山崎 佑香	嘱託員 高橋 正子	

・付議事件

- (1) 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第44号 農地法の規定による許可申請の取下げについて（5条）
- (3) 議案第45号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第48号 公売農地の買受適格証明願いについて（耕作目的）
- (7) 議案第49号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 令和7年度農林関係税制改正に関する要望について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (5) 農地転用等の意見聴取の結果について
- (6) 農地利用最適化推進委員の欠員について

事務局長	それでは、ただいまより令和6年 第8回 農業委員会総会を開催いたします。初めに、令和6年6月11日に富士見地区の須田均 推進委員さんが事故により急逝されました。生前の須田様の推進委員活動に対するご功績に敬意を表するとともに、ご冥福をお祈りいたしまして農業委員会としてこれより全員で一分間の黙とうを捧げたいと思います。ご起立ください。黙とう。
◇◇◇	◇（黙とう）
事務局長	おなおりください。ご着席ください。それでは開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。
会 長	◇（挨 拶）
事務局長	ありがとうございます。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、19番 山口かず子 委員の1名であります。従いまして、在任委員24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、令和6年 第8回 農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。10番 井田健 委員、11番 平野豊一 委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いいたします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔にお願いします。特に、議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。
山崎主事	それでは、議事に入ります。議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から18番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
	◇（説 明）
	以上、整理番号18番を除く1番から17番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	なお、整理番号1番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (松田委員)	◇（報 告） それではご報告いたします。整理番号3条の1番、使用貸借、新規就農です。現地・面接調査案内図は、1ページから15ページをご覧ください。申請地は、市立粕川小学校から南東約630mに位置する農用地区域内にある農地です。現地案内図は14ページをご確認ください。面接には、申請人本人が1人で来られました。申請に至った事由としては、現在、桐生市の宅地で試験的に農業を行っているが、申請地を使用貸借し、規模を拡大して野菜の作付けを行いたいとのことです。申請地には、ネギやキャベツを作付けするとのことです。作付けをしてみて、他に適したものがあれば他の作物に変えていくという話もございました。農業従事者は申請人と妻の2名とのことで、農業経験は10アールの家庭菜園を15年ほど経験があるそうです。所有している農業機械は、耕運機1台、動力噴霧器、草刈機、刈り払い機、2tダンプなどを自宅に保管しているとのことです。そして耕耘についてはトラクターを所有していないため、地主の息子さんに依頼するとのことです。収穫した作物の出荷調整の作業は、自宅にある倉庫やハウスにて行うとのことです。通作距離については、農地は自宅より1.2kmで5分ほどで行けるそうです。出荷先はJAを予定しており、売り上げも徐々に増やしていきたいとのことで、規模拡大も将来的には広げたい気持ちはあるが、具体的に何年後に何アール増やしたいとかまではないとのことです。以上のことから調査班としましては、本人の営農意欲が認められ、将来のあるべき姿ま

	でを思いを巡らせていることが伺えるため、許可相当と判断しました。以上です。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
1 1 番委員	1 1 番です。整理番号 8 番と 1 6 番についてちょっと聞きたいのですが、8 番のペカンナッツとはどういった果樹なのでしょう。それと上泉町から二之宮町は結構離れていると思うんですけど、既に作っているペカンナッツはどちらで作られているのでしょうか。
山崎主事	事務局の山崎です。ご質問いただいたペカンナッツはクルミの仲間のように、お菓子とかに使われたりするそうです。申請人の話では、長野県で先行して作付けを行っている農家さんがいらっしゃるようで、実際に苗などはそこからもらっているようです。もう 1 つのご質問の既に作付けをしているのは、上泉町に令和 5 年の 5 月頃に農地法 3 条で取得した農地がありますので、そちらで作付けを始めているということになります。
1 1 番委員	それと 1 6 番は先ほど農地まで 4 0 分くらいという話だったのですが、太田の方だからもっとかかるような気がするんですよね。それと下大島町は旦那さんの実家ということですかね。農機具などの保管場所はそこにあるということでしょうか。
山崎主事	事務局です。実家がどちらかという確認はしていないのですが、通作 4 0 分というのは今まで管理のために通うのに実際にかかった時間ということでおっしゃっていました。場合によっては高速も使えるというお話ではあったのですが、基本的には下道でこれくらいということで聞いております。道具に関しては、自宅から軽トラックで持ち込んでやるということですが、こちらの申請地の立地が下大島町の梨園の間に存在する農地で、周りの農家さんとも今まで親しくというか、ある程度関係があるようですので、どうしても来られないような時にはそちらの方々に少し管理を手伝っていただいていたというふうにも聞いております。
1 1 番委員	はい、分かりました。
議 長	他にございますか。
3 番委員	3 番です。整理番号 1 3 番のケースなのですが、ハウジングの株式会社から土地を買って玉ねぎなどを栽培するというのですが、経営としては成り立たないと思うんですよ。もう少し詳しく説明していただけますか。
山崎主事	事務局の山崎です。先ほど少しお話した通り、現在の土地所有者がこちらの法人なのですが、一度、宅地分譲地として売りに出されたところになりますので、当初は住宅用地として出ていたのですが、今回の譲受人がこの土地の隣接地を所有しておりまして、既にそちらで家庭菜園と、あとは道の駅ですとか、少しどこかに出したりという規模で農業をやっているようです。それで地続きで自宅にも隣接しているので農地として使いたいという強い希望がありました。金額としてはかなり高いんですけども 1 区画残っていた土地をぜひ農地として使いたいということで互いに契約が成立しており、農地としての購入なので、農地法 3 条で取得ということで申請が上がってきています。譲受人の方が既にある程度農業をしているということで、今後どういう農業経営をされるのかという具体的な話は詳しく伺っていないのですが、ものすごく先の未来というのは聞いているのですが、場所が総社町総社で、元々宅地分譲として出ていたような場所ではあるので、もしかするといずれは宅地として使うようなことも考えていらっしゃるかもしれないのですが、今のところは自宅も隣接していて使いやすいので、既に利用している農地と一体に農地として、この先何十年ほど使いたいというふうに伺いました。
3 番委員	薄々感じるようなところだと思うんですけど、今回の買う人が 7 8 歳で 1 0 年経つと 8 8 歳ですから、大きなお世話なんですけど、もっと短期間に農地から別の何かになってしまうのかなと思って聞いてみました。ありがとうございます。
議 長	他にご意見等ございますか。
1 8 番委員	1 8 番です。新田グリーンファームさんというのは、下大屋町でだいぶ大きく土地を求めていると思うんですけど、この実態といいますか、どんな内容でどんなことをやっているかというのが分かったら教えてもらいたいです。

山崎主事	事務局です。5月の農業委員会総会で初めて前橋市に農地を持ちたいということで、申請が来た法人になるのですが、作付け内容とすると米、ネギ、ブルーベリー、ナスなどということです。実際に5月総会で許可されたところにはナスとネギが作付けられていて、田んぼの方では米をやるという内容で、現場の方もある程度手が入っているところについては綺麗に作付けされているような様子も確認済みです。経営としては前橋の他にも隣接した市で農地を拡大中とのことです。外国人の資格をお持ちの留学生などをアルバイトで雇用して、人材は確保しつつ農業をしているそうです。代表者は長く他の農業法人を務めていた方の関係者の方だったのですが、営農に深く長く携わってきた方が代表を務める法人ではあります。まだ申請があつて間もない法人ではあるので、その売上などの内容については、今後は毎年必ず報告の義務がありますので、そういったところで確認をしていくようなイメージであります。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号18番を保留とし、整理番号1番から17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号18番を保留とし、整理番号1番から17番を許可とすることに決定いたします。
	次に、議案第44号 農地法の規定による許可申請の取下げ、第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇(説 明)
	以上、1番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇(意見、質問等なし)
議 長	なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第44号農地法の規定による許可申請の取下げ、第5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。
	次に、議案第45号 農地法の規定による許可後の計画変更申請、第5条許可について、整理番号1番から2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇(説 明)
	以上、1番と2番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
11番委員	11番です。整理番号2番なのですが、去年の除外で第1種だけ分家ということで許可を出したと思うんですね。それで今年の4月に5条が通ったわけですけど、もう1ヶ月もしないで資金ができないからって他人に売ような形になっています。それと今月の除外審査で同じ番地の枝番1で除外が出ているんですけど、その辺を考えるとちょっとおかしいのではないかなと思うんですけど、どうでしょうか。
佐藤副主幹	農地係の佐藤です。事務局の方としても、こちらの方はあまりに早い変更なので、そこのところどうなんだということで資料の提出を求めました。今回、資金調達できなくなったとのことです。元々の資金計画は、申請人の父親からお金を借りるということで資金証明が出ておりましたが、その中で父の方が融資をしてくれなくなったということだったので、金融機関から借りればいいのかと話はしたのですが、過去に事故を起こしていて金融機関からも融資が受けられないということで、今回このように計画が断念されました。あまりにも早いので、前から準備していたのではないかと思います。今回の変更で家を建てる申請人の方にも融資の契約書や土地の契約書を求めたところ、5月下旬頃の契約書などの書類が出てきたので、前の申請が虚偽申請だったという確証も得られないことから、今回このような申請を受けるという形になっております。
11番委員	除外申請が明日あるんですけれども、これだと1種集接というふうにありますけど、1種とし

	て考えていいのですか。
佐藤副主幹	はい。その通りです。この方の除外等も、ここ以外に過去にも出ていたものもありますので、この辺の土地を徐々に除外をとっているのかなというふうに思っています。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第45号農地法の規定による許可後の計画変更申請、第5条許可については、整理番号1番から2番を承認とすることに決定します。
	次に、議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から7番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇（説 明）
	以上、整理番号1番から6番の申請については農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	なお、整理番号6番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (松田委員)	◇（報 告）
	ご報告いたします。整理番号4条の6番、営農型太陽光発電施設、一時転用期間3年経過後の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、16ページから33ページです。申請地は、上毛電鉄新屋駅から北約1.1kmに位置する農用地区域内にある農地です。現地案内図は32ページをご覧ください。面接には、申請法人の代表者が来られました。申請法人は、納豆の製造・販売を行っており、その材料となる大豆の生産を主としています。申請書に添付された栽培計画では、申請地には大豆の播種が行われているはずでしたが、現地調査の結果、営農型発電施設の下部の農地は雑草が繁茂し、大豆の作付けは確認できませんでした。申請法人の代表者に今後の営農計画等について確認したところ、当初、6月中に大豆の播種を予定していたが、電線の盗難事件等の影響もあり、作業が遅れたことにより、今年は地力回復のための緑肥の播種を行い、次期の大豆栽培に向けて、すき込みを行う予定とのことでした。なお、現地の状況から営農状況が判断できないため、これまでの実績が確認できるものの提出を求めたところ、面接時に申請人から、太陽光の下部の農地での大豆の作付け状況が確認できる写真が提出されております。申請法人から、これまでの栽培の実績が確認できる証拠書類等の提出もあり、今後の営農計画も確認できたことから、調査班としましては、許可相当と判断いたしました。以上です。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号7番を保留とし、整理番号1番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第46号農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号7番を保留とし、整理番号1番から6番を許可とすることに決定いたします。
	次に、議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番は先ほどの審議で下げが承認されましたので、整理番号2番から20番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇（説 明）
	以上、2番から19番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 調査班長 (松田委員)	なお、整理番号6番、12番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。 ◇(報 告) ご報告いたします。整理番号5条の6番、売買、露天資材置場・露天駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は、34ページから40ページです。申請地は、市立桂萱中学校から北西約370mに位置し、北側、南側、東側は道路、西側は農地に囲まれた土地改良事業を実施した農地の広がる第1種農地です。第1種農地の不許可の例外規定の既存施設の拡張に該当いたします。現地案内図は37ページです。面接には申請代理人の行政書士が来られました。申請法人は、前橋市内に本社を構え、建築型枠工事業を営んでいます。従業員は6名で、協力会社が17社で50人、年間の売上額は5億6千万円ほどとのことです。既存の敷地内には型枠資材がこれ以上置けないほど山積みの状態にあり、また、敷地内が狭くトラックの進入に苦慮している状況から、これらの課題を解決するため、申請地を取得して資材置場の分散配置と駐車場の再配置を行いたく申請するものです。申請地には、パネル木製型枠3,000枚、栈木17,700本、コンパネ11,500枚、2tトラック3台、普通車10台、フォークリフト1台などを置く予定とのことです。土地の造成は、北側に向かって緩やかな傾斜をつけて東側道路の高さに合わせて整地し、砕石敷にするとのことです。雨水処理は自然浸透とのことです。オーバーフロー分については北側の水路に流すとのことです。外灯の設置も周辺に配慮しつつ設置するとのことです。周囲には道路側出入り口以外に単管により柵を設置するとのことで、西側の農地との境界には擁壁を設置するとのことでした。また、境界の確定は済んでいるとのことでした。以上のことから調査班としましては、資材置場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。
	続きまして、整理番号5条の12番、売買、露天資材置場の申請です。現地・面接調査案内図は、41ページから47ページです。申請地は、市立時沢小学校から北東約660mに位置し、北側は農地、西側、南側は道路と宅地、東側は宅地と農地に囲まれた用途地域内に位置する第3種農地です。現地案内図は44ページです。面接には申請法人の代理人の行政書士が来られました。申請法人は、伊勢崎市に本社を構え、飲食店の経営を主な事業にしています。従業員は6名、年間の売上額は6,000万円ほどとのことです。事業拡大のため、貿易業務、古物の売買業務に経営資源を投入することになり、資材置場用地を探していたところ、当該土地の所有者から売買により提供していただけることになったため、申請するものです。申請地には、中古建設機械、中古農機具、中古自転車を主にその他古物を置く予定とのことです。資材置場が確保できれば、従業員を増やす計画とのことです。土地の造成は、南西、県道側に向かって緩やかな傾斜をつけて、道路を中央に設け道路の高さに合わせ整地し、砕石敷にするとのことです。雨水は自然浸透とのことです。外灯の設置は、出入り口に設置予定であり、施錠のできる柵を設置予定とのことでした。以上のことから調査班としましては、資材置場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。以上です。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
10番委員	10番です。整理番号の9番です。隣地一体利用とあるのですが、申請地が727㎡とあります。これで隣地一体利用ということになると、敷地として使う面積は合計でどのくらいになるのでしょうか。かなり広いような感じがします。
望月副主幹	事務局の望月です。こちらの方の隣地一体利用地については、宅地で297.42㎡の土地を含めて、今回2筆の農転の利用地と3筆合計で1,024.42㎡となっております。こちらで一般住宅用地として計画が出ています。堀之下町の枝番2についてなんですけれども、こちらについては全面急傾斜地で有効宅地ではなく、今回譲受人が庭として管理をしたいということで申請が出ておりました。今後、農地として利用できず、死に地になってしまい、一緒に売りたいという土地の所有者の希望もあったそうで、今回3筆合計1,024㎡で、一般住宅としてはとて

	も広い土地になるんですけれども、3種農地でもあるため、許可相当と判断し、審査の方を行いました。以上です。
10番委員	はい、ありがとうございました。それぞれ理由があって広がっているけれども、実際利用できる面積としては、そんなにたまげるほど大きくはなく、かなり利用しにくい土地が半分ぐらいあると、そんなところでしょうか。それと逆に少し申請の面積が小さかったのが11番と18番にあります。11番の方は申請地141㎡で隣地一体利用ということです。こちら敷地全体としてどのくらいの面積になるのか教えていただければと思います。もう1つありまして、18番は先ほどの説明で通路ということで26㎡の申請です。これは隣地一体利用でどのくらいの面積になるのでしょうか。もし分かれば教えていただきたいと思います。
望月副主幹	事務局の望月です。まず11番についてご説明申し上げます。こちらの隣地一体利用地については、隣の雑種地300㎡と合計しまして、トータルで441㎡を一般住宅用地として使う予定となっております。また18番についてですが、こちらの隣地一体利用地については、宅地2筆とトータル3筆合計で307.74㎡を一般住宅として使う予定で、こちらの11番と18番については、ほぼ一般住宅として適正な面積の広さだと思っております。以上です。
10番委員	分かりました。ありがとうございました。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号20番を保留とし、整理番号2番から19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第47号農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号20番を保留とし、整理番号2番から19番を許可とすることに決定いたします。なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知をお願いします。
	次に、議案第48号 公売農地の買受適格証明願、耕作目的について審議に入りますが、整理番号1番については、申請関係者に議席番号23番委員が該当しますので、23番委員の退室をお願いします。
◇◇◇	◇（23番委員退室）
議 長	それでは、整理番号1番について、事務局の説明を求めます。
山崎主事	◇（説 明）
	以上、1番の申請については農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第48号 公売農地の買受適格証明願、耕作目的について、整理番号1番を適格とすることに決定いたします。なお、当該願い出人が最高価格競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願の内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。それでは、議席番号23番委員の入室を許可します。
◇◇◇	◇（23番委員入室）
議 長	次に、議案第49号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。
阿久澤副主幹	◇（説 明）
	農用地利用集積計画の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長
◇◇◇
議 長
◇◇◇
議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第49号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、議案第49号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に協議事項（1）令和7年度 農林関係税制改正に関する要望について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇（説 明）

以上、令和7年度の農林関係税制改正の要望としては要望なしということで、群馬県農業会議に報告することとしてよろしいでしょうか。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

議 長
◇◇◇
議 長
◇◇◇
議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和7年度 農林関係税制改正に関する要望について、要望しないことに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、協議事項（1）令和7年度 農林関係税制改正に関する要望については、要望しないことに決定いたします。

次に、25ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

（1）法第4条の届出書の受理状況	4件
（2）法第5条の届出書の受理状況	18件
（3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	7件
（4）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	1件

また、報告事項（5）は、第7回総会において許可とした、法第4条の農地転用1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、報告事項（6）農地利用最適化推進委員の欠員について事務局より説明を求めます。

◇（説 明）

私からの説明は以上です。

議 長
◇◇◇
議 長

以上で説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

ご意見等ございませんか。それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（午後2時58分閉会）